

# 川崎市介護保険住宅改修支援事業補助金交付の手引き

RO6.5版

## 1 この事業について

居宅介護支援を受けていない（ケアプランを作成する、担当のケアマネジャーがいない）要介護者が住宅改修の介護保険請求するにあたり、介護支援専門員等が「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合、申請に基づき、住宅改修支援事業補助金を交付します。

## 2 補助金交付までの流れ

ホームページの「6. 住宅改修支援事業費支給事務の流れ」を御確認ください。

※補助金交付申請から支払いまで約2ヶ月程度かかりますことを御承知おきください。

## 3 補助金交付対象者の要件について

必ず下記の①～⑤すべてに当てはまるか確認を行ってから御申請ください。

①住宅改修支援業務（理由書作成）を行う者が以下の資格を持っていること。

- ・介護支援専門員
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・福祉住環境コーディネーター（ただし、2級以上に限る。）

⇒【関連 QA】理由書を作成することができる資格について（Q1）

②住宅改修支援業務を行った月において居宅介護支援の提供を受けていないこと。

③住宅改修支援業務を行った月及び住宅改修着工日の属する月に、居宅介護支援事業者が要介護者に係る居宅介護支援費を算定していないこと。

※居宅介護支援費とは、居宅介護サービス計画費、地域密着型介護サービス費のうち小規模多機能型居宅介護並びに複合型サービスに要した費用を指します。

例）月の初め（4月1日）に介護支援専門員等が「住宅改修が必要な理由書」作成

→4月20日に住宅改修工事着工

→工事完了し4月21日に住宅改修事後申請

→その後利用者の身体状況が急変したため月末（4月28日）に理由書作成者が所属する事業者が、居宅サービス計画作成依頼届を提出し、4月分の居宅介護支援費を請求することになった

⇒この場合、住宅改修支援事業補助金の交付対象とならない。

④住宅改修の施工を請け負った事業者等に、住宅改修支援業務を行った介護支援専門員等が属していないこと。

⇒【関連 QA】住宅改修施工業者と居宅介護支援事業者を併設している事業者の取扱いについて(Q4)

⑤住宅改修支援業務を行った住宅改修について、被保険者（受領委任払取扱い事業者）による住宅改修費支給申請（事後申請）が行われていること。

※補助金の交付時期は、事後申請による住宅改修費の支給決定後です。

## 4 住宅改修支援事業補助金交付申請に必要な書類について

①川崎市介護保険住宅改修支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

②川崎市介護保険住宅改修支援事業利用者別内訳書（第2号様式）

③住宅改修が必要な理由書の写し（補助金交付申請のため、理由書作成時に写しを取っておくことをお勧めします）

④請求書・支払金口座振替依頼書（川崎市所定書式）

⑤資格を証する書類の写し（理由書の作成を介護支援専門員以外の有資格者が行った場合のみ）

※提出前に、記入例を必ず御確認ください。

## 5 申請方法

郵送または窓口

## 6 申請の期間について

特に定めはありませんが、年度末の申請は市の会計規則により5月末までに交付する必要がありますので、余裕を持って御申請いただき、書類に不備・不足がないよう、御協力ください。

## 7 Q&A

【Q1 理由書を作成することができる資格について】

住宅改修が必要な理由書を作成することができる資格にはどのようなものがあるか。

A1 住宅改修が必要な理由書は以下の資格を持つ者が作成することができます。

- ・介護支援専門員
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・福祉住環境コーディネーター（ただし、2級以上に限る。）

ただし、この資格を持つ方が作成しても、申請者が「3 補助金交付対象者の要件」を満たさない

場合は、補助金を交付できません。

また、申請者が居宅介護支援の提供を受けている場合は、担当する介護支援専門員が理由書を作成します。

【Q2 住宅改修費の支給がない場合について】

住宅改修を施工したが、住宅改修費が全く支給されなかった場合、補助金は交付されるか。

A2 住宅改修費が全く支給されなかった場合、補助金は交付しません。仮に事前申請後、住宅改修工事着工前に申請者が亡くなった場合については、住宅改修費そのものを支給しませんので、住宅改修支援事業補助金も交付しません。

【Q3 補助金交付申請期限について】

補助金交付申請はいつまでできるのか。

A3 補助金の交付は、他の介護保険サービスにかかる給付請求の消滅時効と同様に、サービス提供月（住宅改修着工日の属する月）の翌々々月の1日から2年間ですので、その期間中に申請してください。

【Q4 住宅改修施工業者と居宅介護支援事業者を併設している事業者の取扱いについて】

介護支援専門員等が属する居宅介護支援事業と住宅改修施工の事業を併設している事業所は、補助金の申請が可能か。

A4 各事業を同一事業所名・事業所番号で運営している場合であっても、それぞれの職員が従事する事業が別々であれば、補助金給付対象とします。（介護支援専門員等が住宅改修施工事業にも従事している場合は、支給されません。）

【Q5 住宅改修支援業務を行った月及び住宅改修着工日の属する月に、居宅介護支援事業者が居宅介護支援費を算定していないことについて】

居宅介護支援事業者が理由書を作成した事業者と異なる場合、支給されるか。

A5 住宅改修支援事業補助金は、申請者が居宅介護支援費を支給している場合は、事業者・事業所の別を問わず、支給対象としません。

## 8 申請窓口・お問合せ先

川崎市役所健康福祉局長寿社会部介護保険課給付係

〒210-0857 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2687

FAX 044-200-3926

※住宅改修費の支給申請（事前申請・事後申請）については、お住まいの各区役所高齢・障害課、又は各地区健康福祉ステーション高齢・障害担当の介護給付担当にて受け付けております。